①　資本関係
　㋐　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㋑について同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㋑において同じ。）の関係にある場合
　㋑　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
②　人的関係　以下のいずれかに該当する場合。ただし、㋐については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
　㋐　一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
　㋑　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により専任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
　㋒　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3）業務実施体制に関する要件　参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。
①　再委託の内容が、主たる部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分並びに主たる分担業務分野（総合分野）のうち、積算に関する業務を除く業務）の場合。
②　建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格認定を受けている企業、あるいは建築・電気設備・機械設備等工事施工業者等に再委託する事により、特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすと想定される場合。
③　業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
④　管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者が、参加表明者及び企画提案書の提出者の組織に所属していない場合。（管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者が、参加表明者及び企画提案書の提出者と直接かつ恒常的な雇用関係がない場合。）
⑤　管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合、構造、電気設備、機械設備）が、それぞれ１名となっていない場合。
⑥　管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任している場合。また、記載を求める主任担当技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合。
⑦　構造分野、電気分野、機械分野において、応募者の提出者又は再委託先の協力事務所が、他の応募者の提出者の協力事務所となっている場合。
⑧　再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係建設コンサルタント業務等一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中である場合。設計共同体の場合は以下を満たしていること。
・設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
・管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。
・一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。
・一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

4）配置予定管理技術者の資格に関する要件
配置予定管理技術者については、一級建築士であり、参加表明書及び企画提案書提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。
※配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。併せて、建築士定期講習の受講等の確認方法として、下記のものを添付する。
・建築士法施行規則「第17条の36」「第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項ロ、ハ（同条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）」の場合。
　最後に受講した定期講習の修了証の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写し。ただし、参加表明書等の提出期限において、定期講習の受講年月日から起算してその翌年度開始日から３年以内であるものとする。
・建築士法施行規則「第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イ（同条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）」の場合。
・合格証書の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写し。ただし、参加表明書等の提出期限において、建築士試験の合格年月日から起算してその翌年度開始日から３年以内であるものとする。

5）配置予定管理技術者等の業務実績に関する要件
①　配置予定管理技術者及び各主任担当技術者は、平成19年度以降に完了した以下に示す同種または類似業務において実施した１件の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち、契約金額が500万円未満業務成績の相互利用機関と適用対象に基づく業務成績が付されている場合、60点未満の場合は実績として認めない。また、国土交通省（※）が発注した業務のうち、平成19年４月１日から公示日現在までに、管理技術者として従事した建築関係コンサルタントに係る業務成績において、60点未満の業務成績が複数あるものは配置できない。
　なお、照査技術者としての実績は認めない。

※次の発注機関とする。　大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部、地方整備局河川部・地方整備局道路部、地方整備局河川国道事務所等（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）、北海道開発局開発建設部（但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園整備事業に係る営繕に限る）

同種業務：延べ床面積2,000㎡以上の新築又は増築の設計業務で対象施設が以下のいずれか又は両方の要件を満たすもの
①　美術館、博物館又は類似施設１）
②　木造の施設（戸建て住宅を除く）

類似業務：庁舎、事務所、美術館、博物館又は類似施設２）で延べ床面積1,000㎡以上の新築又は増築の設計業務
※１　庁舎とは、国土交通省告示第十五号、別添二に掲げる建築物の類型４号の第２類、事務所とは同告示の類型４号の第１類、美術館、博物館、展示室とは同告示の類型12号の第２類を示す。
※２　類似施設１）とは、複合用途の施設で、展示室及びこれらに類する室、（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分も含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占め、かつ当該部分の延べ床面積が2000㎡以上の施設を指すものとする。
※３　類似施設２）とは、複合用途の施設で、事務室、会議室、研修室、展示室びこれらに類する室、（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分も含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占め、かつ当該部分の延べ床面積が1000㎡以上の施設を指すものとする。
※４　木造の施設とは、建築確認申請書又は計画通知書の第４面の構造区分が木造であること。